

# 新型コロナウイルス感染症に対する信用保証制度の認定について

## (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)

セーフティネット保証とは、通常の債務保証と別枠に設けられた制度で、取引先企業の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るための国の制度で、特定中小企業者に認定されると利用できます。

融資を受ける際は希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

ただし、融資の際は、認定とは別に金融機関及び信用保証協会による審査があります。

### 【認定対象】

- 矢祭町内で事業を営んでいる中小企業者等

### 【認定基準及び必要書類】

- 第4号（突発的災害）

**認定基準** ※ 各号に該当すること

- ① 矢祭町内において1年以上継続して事業を行っていること
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月月間の売上高等が前年同月比20%以上減少することが見込まれること

#### 必要書類

- (1) 認定申請書（実印押印） 2部
- (2) 売上高及び売上見込み計算書 1部
- (3) (2)で記入した売上高等と確認できる書類（月次計算表、売上台帳等）
- (4) 直近の決算書又は確定申告書の写し
- (5) 矢祭町に事業所があることがわかる書類（登記簿謄本等）
- (6) 指定業種に属する事業を営業していることがわかる書類  
(取り扱っている製品・サービス等がわかるできる書類、許認可証の写し)
- (7) 委任状 ※金融機関等の担当者が事業所にかわって申請する場合のみ必要です

### 【認定基準及び必要書類】

- 第5号-（イ）（業況の悪化している業種）

**認定基準** ※ 各号に該当すること

- ① 指定業種に属する事業を営んでいること
- ② 直近3ヶ月間の平均売上高等が前年同月期の平均売上高等に比して5%以上減少していること  
※運用緩和あり

#### 必要書類

- (1) 認定申請書（実印押印） 2部
- (2) 売上高計算書 1部 （複数の業種を営んでいる場合は、全体の数値が分かる資料も必要）
- (3) (2)で記入した売上高等と確認できる書類（月次計算表、売上台帳等）
- (4) 直近の決算書又は確定申告書の写し

- (5) 矢祭町に事業所があることがわかる書類（登記簿謄本等）
- (6) 指定業種に属する事業を営業していることがわかる書類  
（取り扱っている製品・サービス等がわかる書類、許認可証の写し）
- (7) 委任状 ※金融機関等の担当者が事業所にかわって申請する場合のみ必要です

## ● 危機関連保証

**認定基準** ※ 各号に該当すること

- ① 矢祭町内に事業所を有すること
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月比15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月月間の売上高等が前年同月比15%以上減少することが見込まれること

**必要書類**

- (1) 認定申請書（実印押印） 2部
- (2) 売上高及び売上見込み計算書 1部
- (3) (2)で記入した売上高等と確認できる書類（月次計算表、売上台帳等）
- (4) 直近の決算書又は確定申告書の写し
- (5) 矢祭町に事業所があることがわかる書類（登記簿謄本等）
- (6) 指定業種に属する事業を営業していることがわかる書類  
（取り扱っている製品・サービス等がわかる書類、許認可証の写し）
- (7) 委任状 ※金融機関等の担当者が事業所にかわって申請する場合のみ必要です

申込・問合せ先

矢祭町役場 事業課産業グループ

TEL 46-4576 FAX 46-3025